

平成 30 年 7 月 18 日

各介護サービス事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
事業者指導・指定担当課長

平成 30 年 7 月豪雨により被災した要介護高齢者等への対応について（通知）

平素より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

また、平成 30 年 7 月豪雨により被災された各介護サービス事業所の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、被災した利用者等の支援に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの災害に関連し、厚生労働省から事務連絡がありましたので、本市ホームページに掲載いたしました。

つきましては、主な内容は下記のとおりとなっておりますので、事務連絡の周知と併せて、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、特例的に被災した利用者は、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要な居宅サービスを受けることができます。
- 2 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能居宅介護、（地域密着型）通所介護、通所リハビリテーション及び特定施設入居者生活介護等については、災害等による定員超過利用が認められています。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

《事務連絡の掲載箇所》

広島市ホームページ（トップページ）> 重要なお知らせ > 介護保険に関する平成 30 年 7 月豪雨への対応について

- ・介護報酬の取扱等についても事務連絡が発出されていますので、ご確認ください。
- ・内容は順次更新を行いますので、最新の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

広島市介護保険課事業者指導係

（電話：082-504-2183 fax：082-504-2136）